

令和7年度 愛知の農業委員会活動活性化運動 推進要領

1 運動の趣旨～重点的な取組方針（＝「決議」）の具体化

- ・本県の農業委員会組織は、優良農地の確保と有効利用を図り、将来に引き継いでいくため、「愛知の農業委員会活動活性化運動」に取り組み、地域農業の持続的な発展に向けて邁進している。
- ・農業経営基盤強化促進法等の改正施行に伴い、市町村では令和6年度末期限で、地域農業の将来のあり方を示した「地域計画」の策定に取り組んできた。農業委員会は、「目標地図」の素案作成や地域の話合いの場への参画などを担ってきたが、今後は地域計画の実現に当たって重要な役割を継続していくこととなる。
- ・また、農業委員会活動の効率化に向けて、農業委員会サポートシステムやタブレット端末の活用などのデジタル化への対応も求められている。
- ・こうした役割や期待に応えるべく、農業委員会は関係機関と連携して地域計画の実現とブラッシュアップに取り組み、農地の集積・集約化の更なる促進や地域の農業を担う者の確保に向けて農地利用の最適化に資する諸活動を精力的に進めるため、取組の重点方針である「決議」（R7.3.26 臨時総会申し合わせ決議）を具体化する。

2 重点的取組方針（「決議」より）

- I 農業委員会の体制整備として、①両委員の役割分担と連携強化、②「農地利用最適化推進指針」に基づいた「年度別計画」の策定・推進、③市町村関係部局・関係機関・団体との連携強化、④地域計画の実現に向けた情報の収集・共有、⑤女性や若い農業者の委員登用に向けた働きかけなどに取り組む。
- II 両委員による現場活動の展開として、①農地の見守り等の日常活動を起点に位置付け、②活動記録の記帳による情報共有、③担当区域内の農地情報・農業者意向の把握、④地域計画の実現とブラッシュアップへの取組の推進、⑤農地中間管理事業を通じた農地の集積・集約化の促進、⑥意欲ある担い手が活躍できる場づくりの支援に取り組む。
- III 農業委員会活動の充実・強化として、①最適化活動の取組状況の公表による活動の「見える化」、②タブレット端末の活用促進、③農地利用最適化交付金の活用、④地域の実情を踏まえた政策提案活動に取り組む。

3 農業委員会の具体的取組項目

(1) 両委員の役割分担と連携強化

- ・総会や研修会等を通して、農業委員会に関わる諸制度や役割について理解を深めるとともに、両委員の情報共有・連携促進に向けた活動の定着・取組強化を図る。
- ・委員改選のある農業委員会では、新任委員を加えた活動体制を早期に再構築する。

(2) 「農地利用最適化推進指針」に基づいた「年度別活動計画」の策定及び活動の検証

- ・「農地利用最適化推進指針」をもとに、地域の実情に応じた「年度別活動計画」を策定し、各委員が共通認識と活動目標を持って現場活動に取り組めるよう重点項目を設定する

ように努める。

- ・委員の活動状況の情報共有は、農業委員会活動を進める上で基本となるため、活動記録の記帳と定期報告を推進する。また、全委員及び事務局で情報共有を図った上で、活動計画の進捗状況を定期的に確認して農業委員会活動を進める。
- ・活動実績の点検・評価により得られた新たな課題や活動の改善点については、「農地利用最適化推進指針」の見直しや次年度の活動計画に反映させていく。
- ・「農地利用最適化推進指針」「年度別活動計画」及び「活動実績の点検・評価結果」はインターネット等を通じて公表し、農業委員会活動の「見える化」を積極的に推進する。

(3) 地域計画の実現とブラッシュアップへの取組推進

- ・市町村や関係機関・団体との連携をさらに深め、「地域計画」の実現とブラッシュアップに向けて進捗状況や課題を情報共有できるよう活動体制の整備・強化を進める。
- ・「地域計画」は策定することが目的ではなく、策定後の継続的な取組が求められる。地域の農業者等に対する「地域計画」の理解促進を図るとともに、計画（目標地図）に沿った農地利用の促進、地域の実情に応じた計画の見直しができるよう、話し合いの場が継続・定着化するよう支援する。

(4) 新規就農・参入希望者及びあつ旋農地の情報収集とマッチング支援

- ・本県では中山間地や畑・樹園地の受け手不足が顕著であるなど、地域の農業を担う者の確保が求められるため、新規就農や新規参入を希望する者に対して農地あつ旋が円滑にできるよう、あつ旋可能な農地情報の収集・整理を進め、「地域計画」への位置付けを適切に図りながら新規就農・新規参入の促進を図る。
- ・農地法第3条の改正により「下限面積要件」が廃止となったため、栽培実績のない新規農地取得希望者に対しては、意向把握を十分行った上で「(解除条件付き) 賃借権」から始めるよう勧めていく。

(5) 農地中間管理機構との連携強化

- ・今まで市町村で行ってきた利用権設定等促進事業が廃止され、農地の賃貸借等は原則、農地中間管理事業に一本化される。このため、農地中間管理機構との連携を強化し、情報共有を積極的に図る。
- ・「地域計画」の策定区域が農地中間管理事業の重点実施区域となることから、農地中間管理機構と連携して「地域計画（目標地図）」に沿った農地利用の実現を進めていく。
- ・「地域計画」の区域外となった農地に対しても円滑な権利移動が継続できるよう、農用地利用集積等促進計画を策定するよう農地中間管理機構へ要請していく。

(6) 遊休農地の発生防止・解消対策のための現場活動の強化

- ・遊休農地の一因となっている相続未登記農地の発生を未然に防止するため、農地所有者に対して相続登記の義務化を周知する。
- ・日頃の巡回活動の中で、担当区域内の遊休農地や不作付け農地の早期把握に努める。
- ・農地パトロール（利用状況調査）を通じて、遊休農地等の所在地や現状についての的確な状況把握と情報共有を図り、遊休農地の早期解消に向けて農地所有者や権利取得者への働きかけを進めていく。特に「地域計画」の区域内は優先的に取り組むものとする。
- ・現場活動で把握した遊休農地や不作付け農地は情報を整理し、農地あつ旋への活用を図

る。農地として復旧・利用が困難な場合は「非農地判断」への取組を促進する。

- ・所有者不明農地については、適切な権利設定ができるよう所有者の探索や「所有者不明農地制度」の活用に努める。

(7) 農業委員会サポートシステムによる農地台帳の最新化と活用促進

- ・農地法により農業委員会は、農地台帳に記録された事項をインターネット等で公表すると定められており、農業委員会サポートシステムの農地台帳を定期更新し、住民基本台帳及び固定資産台帳との突合、国籍情報の入力等を含めてデータの最新化を推進する。併せて同システムの諸機能について業務活用を促進する。

※R6 末現在、農業委員会サポートシステムでの業務移行は 32 委員会で実施。

(8) タブレット端末の活用促進

- ・農業委員会サポートシステムの農地台帳と地図情報との紐付け率が高まり、タブレット端末を農地パトロール等の現地調査で活用できる環境が整ってきた。タブレット端末の活用場面は農地パトロール、会議での資料表示、事務連絡、活動記録の入力等、その活用範囲は多岐にわたる。タブレット端末の操作方法の習熟を図り、活用を促進する。
- ・農地台帳と地図情報との紐付けが不十分な農業委員会では、紐付け率向上に向けて地番図等の地図データの提供を進めていく。

※国費事業によるタブレット端末導入 50 委員会 403 台

市町村単費によるタブレット端末の追加導入 3委員会 29 台、R7導入予定 7 委員会 52 台

(9) 農地利用最適化交付金の活用

- ・農地利用最適化交付金は、委員の報酬のほか、最適化活動に要する経費にも支出できるものとなり、農業委員会の現場活動を後押しするためにも積極的な活用を努める。
- ・委員報酬として同交付金を活用するには条例の整備が必要となるため、未整備の農業委員会にあつては条例整備に向けた機運の醸成に努める。

※条例整備：R6 末現在で 27 委員会

(10) 政策提案活動の実施

- ・農業委員会法第 38 条に基づき、地域における農業者の意見・要望や農業・農村の問題を汲み上げて、関係行政機関等に対して「意見の提出」など政策提案活動に取り組む。

(11) 意欲ある担い手への支援と女性農業委員・推進委員の力の活用

- ・関係機関・団体と連携し、新規就農者や女性農業者を含めた意欲ある担い手の確保・育成の支援とともに、地域で活躍できる場づくりに努める。
- ・女性農業委員・推進委員で組織する「農業委員会レディスあいち」では、県内女性農業者団体と連携して女性農業者の社会参画の促進に取り組んでいるため、その活動を協力・支援する。

(12) 都市農地保全に向けた情報提供活動等の推進

- ・都市地域の農業者に対し、生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法など関係する制度内容の周知徹底を図るなど、都市農地の保全・有効利用の取組を進める。

(13) その他の活動等

- ・全国農業新聞・全国農業図書の活用促進、農業者年金の周知・加入推進、農地中間管理

事業の理解と周知活動に取り組む。

4 (一社) 愛知県農業会議の具体的取組項目

(1) 農業委員会に対する的確な情報提供

全国農業会議所、東海農政局、県、農地中間管理機構、JA 中央会、土地改良事業団体連合会など関係機関・団体との調整を図りながら、的確な情報提供や助言を行う。

- ・両委員及び事務局職員を対象として、農地利用の最適化に関わる現場活動の促進を目的とした研修会・講習会を開催するとともに、活動促進のための情報提供を随時行う。
- ・農業委員会巡回支援等を通じて、共通する課題や特定のテーマについて情報提供や助言を行うとともに、意見交換や情報共有を促進する。また、農業委員会が主催する研修会等へ職員を派遣する。
- ・農業委員会サポートシステムやタブレット端末の活用促進を図るため、操作方法や活用方法に関する研修会・情報提供を随時実施する。
- ・所有者不明農地への対策として、モデルとなる「支援地域」を設定して所有者の探索や「所有者不明農地制度」の活用を取組支援し、その成果を情報提供する。
- ・本会議ホームページの「農地利用の最適化推進コーナー」を通じて農業委員会の先行的な取組事例など現場活動の促進に資する情報提供を実施する。
- ・農地の集積・集約化に対する本県の課題に対して各市町村で策定した「地域計画」や「農地中間管理事業活動方針(令和7年3月策定)」に基づき関係機関・団体と一体となって取り組む。

(2) 農業委員会における取組の把握と目標の設定

県内農業委員会の取組を総括する重点項目及び目標を設定するとともに、各農業委員会の取組状況を定期的に把握し、取組の実施を支援する。

重点項目の内容	目 標
市町村担当部局等との連携を強化し、地域計画の実現やブラッシュアップの取組を進める。【拡充】	100% (地域計画策定市町村の委員会)
タブレット端末等を活用して、農地の利用状況調査等の農業委員会活動を効率的に進める。【継続】	100% (タブレット端末導入委員会)
最適化活動に取り組む全ての委員が活動記録の記帳と定期報告を行うとともに、農業委員会では年度別活動計画の進捗状況を随時確認して計画的な活動を進める。【継続】	100% (54 委員会)

(3) 農業委員会における先行的取組の横展開の促進

本県における農業委員会活動の活性化を図るため、県内農業委員会の先行的な取組事例を収集し、情報の共有を図るとともに、先行事例の横展開を促進・支援する。取組事例の具体例としては、①地域計画の実現やブラッシュアップへの取組、②農地の利用集積・集約化、③新規就農・新規参入支援、④遊休農地の発生防止・解消、⑤農地パトロール等でのタブレット端末の活用、⑥両委員の連携強化・情報共有、⑦政策提案活動の実施などが挙げられる。